

第2回越谷市新型コロナウイルス感染症対策本部会議 (R2. 2. 27) 結果

1 老人福祉センター等施設の臨時休館について

新型コロナウイルス感染症は、高齢者が感染した場合重症化するリスクが高いと考えられているため、下記の施設について2月28日から3月31日まで臨時休館とする。

なお、臨時休館の期間については、今後の状況をみてその都度決定する。

(1) 臨時休館する施設

① 老人福祉センター

けやき荘	新川町二丁目 55 番地
くすのき荘	大杉 655 番地
ゆりのき荘	増林三丁目 2 番地 2
ひのき荘	川柳町二丁目 507 番地 1

② 市民プール (トレーニングルームを含む)

※ゆりのき荘と併設

増林三丁目 2 番地 2

③ 「ふらっと」がもう

蒲生寿町 17 番 12 号

「ふらっと」おおぶくろ

袋山 1435 番地 16

2 公共施設使用料の対応について

新型コロナウイルス感染症の感染防止を理由として、市の公共施設の利用予約をキャンセルする事案が生じている。また、2月25日に示された国の基本方針においては、感染拡大防止の観点から、感染の広がり、会場の状況等を考慮し、イベント等の開催の必要性を改めて検討するよう要請されていることなどを踏まえ、市の公共施設の予約キャンセルについて、下記のとおり統一した方針を定め、原則として2月20日以降に申し出た予約のキャンセルについて次のとおり取り扱っていく。

なお、この対応の終了時期については、今後の状況をみてその都度決定する。

- (1) 原則、予約日の振替により対応。ただし、振替が困難な場合は、キャンセル料は徴収しないものとし、また、既に使用料を支払っている場合は、返金するものとする。

3 小中学校における臨時休業の措置について

学校保健安全法第20条の規定(学校設置者は感染症の予防上必要があるときは、臨時に学校の全部または一部の休業を行うことができる。)による臨時休業の措置は、以下のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 児童生徒に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

- (2) 教職員に新型コロナウイルス感染症の陽性が確認された場合

この場合の臨時休業期間を原則として2週間とする。

4 小中学校の卒業証書授与式について

- (1) 参加者は、教職員、卒業生、その保護者、告辞を述べる教育委員会のみとする。(来賓、在校生の参加は取りやめる。)